

1 基本理念

(1) これまでの地域福祉計画の基本理念

本市では、平成 27 年 3 月に策定した第一次地域福祉計画において「暮らしを支え合い 幸せを育むまち 東松山」を、令和 2 年 3 月に策定した第二次計画において「地域で支え合う 笑顔で暮らせるまち 東松山」を基本理念として、地域住民がいつまでも幸せに笑顔で暮らしていけるまちをつくるため、自助・共助・公助の役割分担と連携を基本に、地域福祉の推進を目指して取り組んできました。

(2) 国や県の考え方

また、国や県においても、制度や分野の枠を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。さらに、具体的な方策として、複雑化・複合化する支援ニーズに対応し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「包括的支援体制」の整備を進めることとしています。

(3) 現状と課題

しかし、少子高齢化・核家族化の進行により、地域における交流やつながりが希薄化し、お互いに助け合い、支え合う機能が弱まり、多様で複合的な生活課題を抱える人はますます増えています。また、コロナ禍で顕在化した困窮や孤独・孤立などの新たな課題により、福祉分野に限らず、保健・医療・教育・就労など、様々な視点からの横断的な支援を必要とするケースは引き続き増加しています。

(4) 第三次計画の基本理念

そこで、本市では、これまでの計画理念を継承発展させ、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域でともに支え合い、助け合い、尊重しながら、自分らしく暮らし、幸せを感じることでできる地域共生社会の実現に向けて、東松山市第三次地域福祉計画の基本理念を以下のとおりとします。

地域で支え合う 自分らしく暮らせるまち 東松山



基本目標（案）

前計画の基本目標を継承しつつ、現状分析から洗い出された課題を踏まえ、本計画では、次の4つを基本目標とします。

基本目標1 つなげる

市民が抱える様々な課題を個別に対応するのではなく、背景にある様々な要因に対して総合的な対応を行うことができるように、多様な主体と連携した体制の構築を図ります。

そこで、社会福祉法人・施設やNPO、ボランティアを含む地域住民等との連携を図るとともに、各主体の強みを活かした地域づくりへの参加を促します。現状分析では、社会福祉協議会について十分な認知がされていない状況もうかがえるため、社会福祉協議会とともに周知に向けた取組を強化します。

また、地域の多様な課題を住民自身が把握し、解決に向けて効果的な活動が行えるように、庁内の関係部署間の連携に加えて、社会福祉協議会とも一層連携し、地域支援の推進を図ります。

基本目標2 支え合う

性別、年齢、国籍などが異なる様々な立場や価値観を持つ市民がお互いを認め合い、多様性を尊重し合いながら様々な地域の課題を他人事ではなく、自分のこととして捉え、課題の解決に向けて共に取り組む地域の実現を目指します。

そこで、地域の見守りや支え合い活動の活発化を図ります。現状分析では、地域活動に参加している人は、地域の支え合いの必要性についても理解が高いため、地域交流の促進も図ります。また、「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民が様々な地域活動への参加を通じて、生きがいや楽しみを感じられるような場の充実を図ります。

さらに、近年は、大規模な災害が相次ぎ、災害に対する不安が高まっています。現状分析では、災害時の地域の相互支援の必要性を多くの住民が感じている様子がうかがえます。災害時など緊急時の対応や犯罪対策などは、日頃からの自助・共助の取組が重要となるため、防災・防犯対策の取組の拡充を図ります。

基本目標3 育てる

地域福祉活動の持続可能性と地域の発展を図るため、地域福祉活動の支え手として、あるいはリーダーとして、幅広い多くの市民が参加する地域の実現を目指します。

そこで、より多くの市民の福祉への関心を高めるように、福祉教育や啓発活動を行います。特に現状分析では、若い世代の福祉への関心が低いため、将来を見据えて、学校教育や生涯教育と連携した福祉教育の推進を図ります。

また、地域福祉活動が広がる中で、認知症サポーターやゲートキーパーなど、様々な事情を抱えた人々を日常的にサポートする人材や、福祉活動を行う各種組織、団体の調整を行う人材、さらには、専門的な知識や技術を有する人材についての確保、育成を図ります。

基本目標4 築く

困り事や困難を抱えていても、地域で安心して生涯にわたって自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。相談者も支援者も双方が取り残されない支援が求められています。

特に近年では、福祉課題が複雑化し増加していることから、孤独・孤立などのこれまでとは異なる視点も含めて課題を整理し、重層的支援体制整備事業などの包括的な支援体制を構築することにより、相談者も支援者も双方が取り残されない体制の整備を図ります。

子どもの貧困対策については、子どもの成長に応じた支援が行えるように、分野横断的な支援体制の整備を図ります。

また、現状分析では、サービスの利用にあたって、サービス情報や申込先などの分かりにくさを指摘する意見も少なくないため、情報バリアフリーを含めた情報提供体制の整備や相談支援体制の改善を図ります。

成年後見制度の利用促進については、安心してサービスや制度を利用しながら地域で暮らせるように権利擁護推進体制の向上を目指します。

さらに、急速な高齢化や生活利便施設（移動スーパー等）、移動交通手段の確保などのハード面においても、福祉の視点が反映されるような体制の整備を図ります。

3 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】

